

2024年（令和6年）11月27日

自民党 税制調査会 御中  
公明党 税制調査会 御中  
国民民主党 税制主管 御中

子どもに無煙環境を推進協議会 代表理事  
健康日本21の健康寿命延伸のタバコ対策ネットワーク・代表  
野上浩志 ㊞

## タバコ税率の大幅上げと屋外喫煙所関連のお願い

謹啓、2025年（令和7年）度厚生労働省税制改正要望として「[国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率引上げ](#)」が、財務省あてに8月30日付で出されていますが、本会としてもこれに賛同し、以下を要望します。

記

### 【要望の要約】

1. 厚生労働省税制改正要望「たばこ税の税率引上げ」に賛同します。
2. 加熱式タバコ税率を優遇的に低く据え置かず、一律の税率引上げをお願いします。
3. 「地方公共団体に屋外分煙施設等の整備を促す」は間違った施策です。

（現状の屋外喫煙所はタバコ煙が漏れ出て、受動喫煙の危害を振りまいている）

1. 本年4月から実施された第三次健康日本21では「健康寿命を延ばし、健康格差をなくす」がメインとして掲げられており、この目標実現のためには喫煙率の低減と受動喫煙防止がとても重要ですが、とりわけ「タバコ税率の大幅上げ」がこの実現を後押しする上で最も効果的な施策です。
2. 昨年末の2024年与党税制改正大綱で（25ページ）「加熱式タバコと紙巻タバコとの間で税負担の不公平が生じている。防衛財源に活用するため、国税のタバコ税率を引き上げ、課税の適正化による増収と合わせ、3円/1本相当の財源を確保する。（2023年大綱で、国産葉タバコ農家への影響に十分配慮しつつ、段階的に実施し、実施時期は、2024年以降の適切な時期とする。）」と明記されています。

- (1) この税率の低く抑えられている（最大約3割低い）加熱式タバコの課税について、フィリップモリスなどのタバコ会社やその意（受託）を受けた識者やグループから、「タバコのハームリダクション」の論で、税率を優遇的に低く据え置くべきとの広報がされているところです。
- (2) 「タバコのハームリダクション」は、紙巻きタバコに比べ、いくつかの有害成分は加熱式タバコでは低いので、加熱式タバコの税率を優遇して低くすべきとの主張をするものですが、ニコチンや他の有害成分、添加物などは低くはなく、かつ喫煙者への健康影響は低くはない（喫煙者の健康リスクの低減は無い）ことが国際的にも明らかにされてきています。
- (3) 「タバコのハームリダクション」を主張することで、タバコ税率を優遇して低くさせ、シェアを伸ばそうとする意図、また健康増進法で紙巻きタバコの規制が強められた一方、加熱式タバコでは「指定たばこ専用喫煙室」の設置が認められるなど規制の緩い現状の抜け道として拡販を図ろうとしています。
- (4) 以上の加熱式タバコ側の「ハームリダクション」の意図をご理解いただき、加熱式タバコ税率を優遇的に低く据え置かず、一律の税率引上げをお願いします。

3. 2024年与党税制改正大綱で（21ページ）「望まない受動喫煙対策の推進や、今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、駅前・商店街・公園などの場所における屋外分煙施設等の整備について、地方公共団体がその重要性を認識し、地方たばこ税の活用を含め、民間事業者への助成制度の創設その他の必要な予算措置を講ずるなど積極的に取り組むよう、各地方公共団体の整備方針や実施状況等の把握を行いつつ、より一層促すこととする。」（A）とあります。

(1) 2020年の与党税制改正大綱で「地方公共団体に屋外分煙施設等の整備を促す」内容が盛り込まれて以後、これによる屋外喫煙所の大半がタバコ煙の漏れ出るオープン式（パーティション型）の欠陥喫煙所のようです。（B）

(2) 厚労省健康局長通知（C）

- 「屋外分煙施設の技術的留意事項について」（2018年11月9日発出）では、
- ・改正健康増進法においては、一部の施設を除き、多数の者が利用する施設について

は原則屋内禁煙としているものの、屋外については禁煙等の措置は講じていないところである。

- ・屋外分煙施設を設置する際の技術的留意事項については、下記のとおりであるので、御了知の上、関係方面への周知等に御配慮をお願いしたい。

○ 人通りの多い方向に対し、たばこの煙が容易に漏れ出ないようにすること

<具体例> ① 壁及び天井で囲まれ、屋外排気設備のある閉鎖系の構造物の場合  
(コンテナ型)

② 壁で囲まれ、かつ天井が開放された構造物の場合 (パーティション型)

(3) しかるに、2020年4月に施行された「健康増進法」では

「第25条 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、…受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。」(D)として、“受動喫煙の防止は屋内にとどまらず屋外を含む”規定となっており、かつ

「第27条2 特定施設等の管理権原者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。」(E)とされているので、(B)の屋外喫煙所の多くが“煙が漏れ出ている”ことから (C)の厚労省健康局長通知の要件を満たしておらず、かつ (D、E)の「健康増進法」第25条の責務、第27条2の配慮義務の規定に違反している。

(4) したがって、上記3項の与党税制改正大綱(21ページ)の「地方公共団体に屋外分煙施設等の整備を促す」内容(A)での“屋外喫煙所”の多くの現状(B)が、(C、D、E)に違反しており、その現状を放任したまま(A)の「地方公共団体に屋外分煙施設等の整備を促す」のは間違った施策です。

(5) ですので、もし経過・暫定措置として屋外喫煙所を設置するのであれば、タバコ煙の漏れ出ない“コンテナ式、あるいはトレーラー式”を指定すべきです。ただ

(6) (A)に「公園」が入れられていますが、「公園は」子どもや家族連れが多く利用するし、横浜市、相模原市、川崎市、さいたま市、小金井市、広島平和記念公園をはじめ多くの都市の公園が全面禁煙となっていきていることから、「公園」は削除すべきです。

かつ「駅前・商店街」などでも、人の多い場所は避け、極力奥まった離れた場所での明記をお願いしたいです。

- ・ 内閣府が 2022 年に行った「タバコ対策に関する世論調査」 では、喫煙者のタバコの煙を不快に思った場所を聞いたところ、「公園・屋外で児童が遊んだりする児童遊園」での不快との回答は 36%でした。
  - ・ 2025 年以後に健康増進法の見直しが予定され、より実効性を高めた受動喫煙対策にバージョンアップする方向が必至です。屋外も禁煙化の方向が避けられず、屋外喫煙所を設けることが、この阻害要因になりかねず、避けていただきたいです。
  - ・ 有料の喫煙所や喫煙可の店も増えてきているし、わざわざ屋外喫煙所を新設しなくても、喫煙者にはそこを利用するよう周知いただければ、と思います。
  - ・ また 1 項の 「第三次健康日本 21 の「健康寿命を延ばし、健康格差をなくす」 ためにも、喫煙可能な場所を作らず、無くしていく施策が有効ですので、屋外喫煙所の新設の後押しは止めていただくのが賢明な施策です。
  - ・ 国立がん研究センターの控えめな推定 でも「日本では、受動喫煙によって、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群で死亡する人は、年間 15,000 人と推計された」と発表されていて、屋外喫煙施設からの受動喫煙の危害により、周りの施設や人・通行人も急性的にも長年にもわたり健康を害されるリスクが避けられません。
- (7) そもそも タバコ税は一般財源なので、目的税的に屋外喫煙所の整備を促す内容は、税制の一線を越えています。タバコ販売業界の意を受けての施策は再考していただくべきではないでしょうか。

※それに、扶養控除額の見直しなど地方税収入は逼迫が予見され、(タバコ煙の漏れない)「屋外喫煙所の整備」に回すゆとりなどは無いように思われます、

以 上